

# みんなくりポジトリ

国立民族学博物館 学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

生活文化の記憶を取り戻す：  
文化財レスキューの現場から

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-03-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 日高, 真吾 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10502/00009083">http://hdl.handle.net/10502/00009083</a>

生活文化の記憶を取り戻す

——文化財レスキューの現場から

日高真吾

## はじめに

筆者は、文化財保存の専門家として、東日本大震災で被災した文化財等レスキュー事業（以下、文化財レスキュー）に参加してきた。筆者が参加している文化財レスキューは、東日本大震災発生後、文化庁の呼びかけで発足した「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会」でおこなわれた事業を指す。

ここで、簡単に「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会」がおこなった文化財レスキューについて紹介しておきたい。「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会」（以下、救援委員会）は、二〇一一年四月一日に発足した。その設置目的は、東日本大震災で被災した文化財の救援活動に対して全国的な支援体制を構築して実施することであり、その組織は、文化庁のよびかけに呼応した団体に構成された。事務局は、東京文化財研究所におかれ、活動をおこなっていった。救援委員会の組織図を図一に示す。なお、東京文化財研究所に事務局が置かれた理由は、独立行政法人国立文化財機構の一員として日常的に文化財の歴史・保存修復技術に関する研究をおこなっている機関であること、阪神・淡路大震災の際にも設置された「阪神・淡路大震災文化財等救援委員会」の事務局を務め

# 救援委員会組織図

東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）

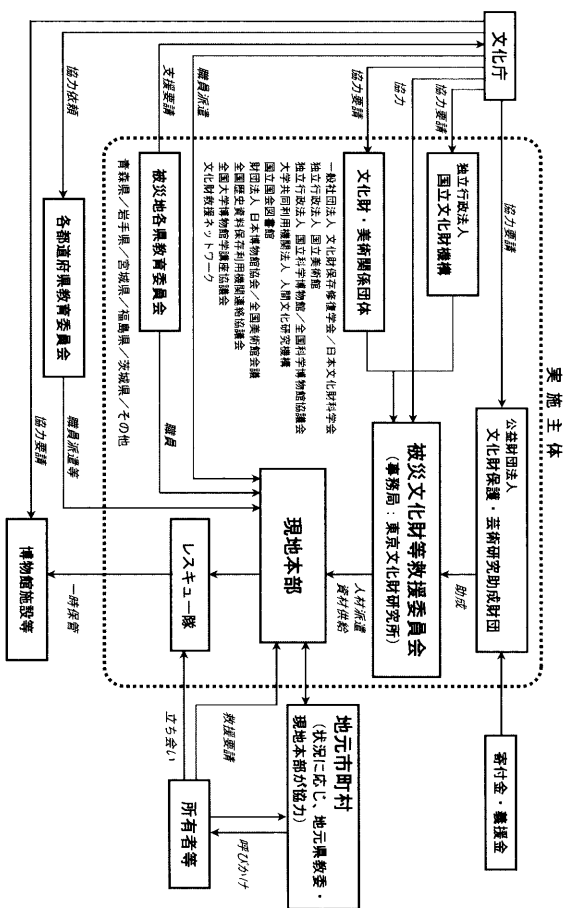


図1 救援委員会組織図

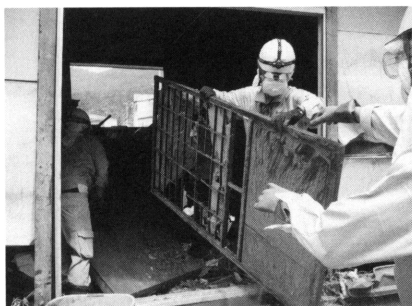


写真1 救出活動の様子（2011年6月22日筆者撮影）

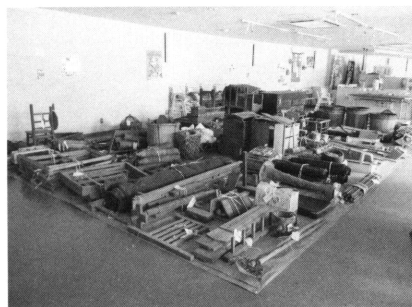


写真2 一時保管場所の様子（2011年7月1日筆者撮影）

たという経験、そして被災地にも文化庁にも近い東京に所在しているという地理的条件などがあげられる。実際の活動内容やその対象は、東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財等レスキュー事業）実施要項に定められている。その内容を要約すると、救援委員会の活動内容

は、救出【写真1】、一時保管【写真2】、応急措置【写真3】の三つの活動が柱となっている。また、文化財レスキューの対象となる文化財は、国・地方の文化財指定等の有無にかかわらず、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料、有形民俗文化財等の動産文化財および美術品を中心としたものであると示されている。ここで対象とされた「文化財等」という設定には大きな意味がある。ひとつは、いわゆる文化財行政のなかで対象とされるものが市町村及び国の指定文化財とされているなかで、「等」という表現を用いることで、指定、未指定の枠にとらわれずに、文化

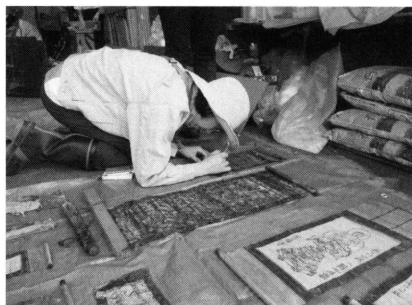


写真3 応急処置の様子（2011年8月3日筆者撮影）

財レスキューの対象とするとしたことである。また、東日本大震災の場合、化石をはじめとする自然史の資料が数多く被災した。これらの資料は、前述した救援委員会が対象とする文化財群に明記されていない。そこで、これらの資料は「文化財等」というなかに組み込むことでレスキューの対象とすることができた。結果として「等」という表現が大いに効力を発揮したのである。

以上のような体制のもと、筆者は被災文化財の支援活動を展開した。その行動の根拠は、災害時における文化財レスキューには意義があることを前提にしている。しかし、どのような意義があるかについてはこれまできちんと説明してきたのかというと、十分にしておこなったとの認識をもっており、本稿ではこの点についても考察をすすめていきたい。

文化財レスキューの定義について簡単にまとめると、「被災した文化財を被災現場から救出し、元の状態に戻して、再び貴重な文化の記憶として後世へ継承する活動」とすることができる。したがって、実に長い活動期間を要するものである。一方、この活動は被災地が復旧するかしないうちに作業を開始する迅速性が求められる。それは復旧活動でおこなわれるがれきの撤去作業にともなつて、がれきとともに文化財が廃棄されることを防がなければ

ばならないからである。また、平川新氏が指摘するように、災害復旧のなかで蔵や納屋が解体され、そこで数十年、あるいは一〇〇年単位で保管されてきた古文書が一緒に廃棄されるということもある。<sup>①</sup>このような事態も防がなければならない。したがって、文化財レスキューでは、初動作業となる救出活動の開始時期は早ければ早いほうがいいということになるが、この時期の判断はなかなか難しい。常に、文化財レスキューの初動時期は、支援者にとって、「文化財レスキュー事業は必要か」という課題を突きつけられる活動でもある。

例えば、東日本大震災において、わたしと一緒に文化財レスキューに参加した加藤幸治氏は、自身に参加した東日本大震災での文化財レスキュー活動を振り返るなかで、実際の作業の様子をビデオやカメラで撮影していた際に、地元の方から今、文化財レスキュー活動のようなことをしている場合なのかと詰め寄られた経験を記している。<sup>②</sup>また、尾立和則氏も、阪神・淡路大震災の文化財レスキュー事業をおこなうなかで、加藤氏と同様に地域住民との感情的なずれがあったことを記している。<sup>③</sup>この二人の支援者の経験談は、文化財レスキューの必要性、とりわけ被災地にとって、どこまでこの活動が意味のあることなのかという問題を投げかけているといえる。一方、筆者は、文化財保存の専門家として、被災地における文化財レスキューはおこなわれるべきものとしてとらえている。それは、未来に文化財を残すことが、豊かな社会を築く礎になるという立場をとっているからである。さらには、文化財を未来に継承することを目的とした、文化財の保存に携わる仕事をしている以上、そ

のことに実現するための仕事の一環として、災害時における文化財の保存活動も日ごとと変わらなくおこなうべきだという義務感ももっている。このように整理してみると、筆者にとって、文化財レスキューの必要性を考える場合には、二つの点について説明することが必要であることに気づく。ひとつめは、未来に向かって文化財を残すという義務感、つまり筆者が文化財の保存を考えていくうえで根幹となる文化財保護法の観点に立った説明である。ふたつめは、被災地に文化財を残すことがその地域にとってどのような意義があるのかという観点からの説明である。そこで、このふたつの観点を整理しながら、文化財レスキューの必要性、さらにはその先にある、被災地の生活文化の記憶を取り戻すための文化財の役割について考察を進めてみたい。

### 一、文化財保護法の観点にたった文化財レスキューの意義

日本において、災害時の文化財レスキューがきちんとした枠組みを持つきっかけとなったのは、一九九五年の阪神・淡路大震災である。阪神・淡路大震災は、一九九五年一月十七日午前五時四十六分五十二秒に発生した兵庫県南部大地震に端を発するものである。戦後の地震災害では最大規模の被害を出した都市直下型のこの地震は、わが国においていまだかつて経験したことのない被害をもたら



した。そして、このときの経験は、その後の都市計画、建築物の耐震基準、支援活動の主体者となったボランティア体制をはじめとした災害対応の考え方を大きく転換させる契機となった。また、この震災は、筆者の専門領域でもある文化財保存の分野でも、被災文化財への対応という課題を初めて突きつけられる機会ともなった。もちろん、これまでも地震や水害による被災文化財への対応がなされてこなかったというわけではない。ここでいう「初めて」というのは、いわゆる大規模災害における被災文化財の支援という意味である。

阪神・淡路大震災の際、被害の大きさが明らかになると、文化庁は、兵庫県教育委員会、古文化財科学研究会（現文化財保存修復学会）、日本文化財科学会、全国美術館会議、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会などの関係機関の代表者と二月十三日に東京国立博物館で協議し、「阪神・淡路大震災文化財等委員会（仮称）」の設立について合意する。そして、二月十七日には正式に「阪神・淡路大震災文化財等救援委員会」が発足することとなった。そして、東京文化財研究所を事務局とし、神戸芸術工科大学を現地本部とした体制が編成された。<sup>1)</sup>なお、「阪神・淡路大震災文化財等救援委員会」の組織構成は、その後の東日本大震災でも受け継がれ、「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会」が設立されることとなる。この二つの救援委員会は、任意の団体ではあるものの、いずれも我が国の文化行政をつかさどる文化庁の呼びかけで設置された団体であり、公的な要素の強い団体である。そして、この要綱の基軸にあるのは、文化財保護法である。

そこで、本節では、文化財レスキュー事業実施要綱と文化財保護法を丁寧にながら、文化財レスキューについて考えてみたい。

東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）実施要綱は、二〇一一年三月三十日付で文化庁次長決定がなされたものであり、ここには、事業の対象物として、以下のように記されている。<sup>(5)</sup>

国・地方の指定等の有無を問わず、当面、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料、有形民俗文化財等の動産文化財及び美術品を中心とする。

つまり、ここで対象物とされる文化財は、指定、未指定を問わず、被災地の貴重な文化の「財」として位置づけられたものすべてを対象とするという決意が読み取れる。この解釈は、地域文化の「財」をレスキューするという点で、間違った視点ではない。平常時、文化行政的に文化財というと、国や県あるいは市町村によつて指定されたものと説明されることが多い。しかし、災害時という緊急時にはこの解釈のままであると地域文化の「財」となる文化財に対しては、行政は何もできないということになる。果たして、本当にそうなのであろうか。

文化行政が文化財の保存を積極的におこなう場面として、劣化や破損が進んだ文化財の保存修復や

保存処理をおこなう事業があげられ、この事業では予算が発生し、その場合に国から補助金がだされることが文化財保護法には記されている。しかし、この補助金制度の条項が示される以前に、文化財保護法では文化財とは何か、文化財の保存のための行政が負うべき責任を明らかにしている条項が示されている。これらの内容について文化財保護法<sup>(6)</sup>を読み解いてみる。まず、文化財保護法では、文化財の保存について、第一章総則第一条に以下のように記して、文化財を保存し、活用していくことの決意表明をしている。

この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

また、文化財保護法における文化財の定義については、第一条に続き、第二条に以下のように示されている。

この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国に  
とつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地

その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)

四 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)、及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で我が国にとつて学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの(以下「文化的景観」という。)

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの(以下「伝統的建造物群」という。)

このことから、文化財レスキューの対象とされた文化財は、第一項と、第三項の文化財を明確に示したものであり、さらに「等」とすることで、より広範な文化財群を対象にしていこうという姿勢がみてとれるのである。

再び、文化財保護法を読み進めてみよう。第二条のあとの第三条には、文化財の保存についての責務について、政府及び地方公共団体の任務が以下のように示されている。

政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

とある。したがって、第一条から第三条は、我が国の文化財とは、「国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであつて、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることから、国、地方公共団体によつて、その保存が適切に行われるようにしなければならない」と明確にうたわれているのである。ここで注目されるのは、「国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないもの」として、指定、未指定ということが明記されていないことである。この指定の規定はこ

で定義された文化財条項の後に記載される第三章有形文化財第一節重要文化財第一款「指定」の第二十七条に以下のように記されている。

文部科学大臣は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる。

ここでは第二条の有形文化財という文化財群のなかから、重要なものを選んで指定することができるとはじめて明記されている。つまり、ここでは指定、未指定を問わずに、まずは「国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないもの」を有形文化財として位置づけたうえで、そのなかから重要なものを指定文化財とするとしているのである。また、そのあとの第三款「保護」の管理又は修理の補助について、第三十五条に以下のように定められている。

重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。

なお、これらの法令は、第三節 重要文化財及び登録有形文化財以外の有形文化財のなかで、第

重要有形民俗文化財の保護には、第三十四条の二から第三十六条まで、第三十七条第二項から第四項まで、第四十二条、第四十六条及び第四十七条の規定を準用する。

とされ、重要文化財に準じた補助制度であることを示している。

以上、文化財保護法について、文化財の定義、指定の定義、保存管理のための補助金制度について概観してきた。そこで、これらの条文の解釈についてまとめにはいつていきたい。まず、第一条と第二条を読み解くなかで気づくのは、そもそもこれらの条文がまとめられている文化財保護法の総則では、文化財の定義に、指定、未指定という区分は設けられていないということである。また、第三条で国または地方公共団体で責任をもつて保存する対象の文化財も指定、未指定の区分を設けられていない。つまり、指定、未指定に関係なく「国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないもの」はすべてからく有形文化財であり、これらの文化財全般を国または地方公共団体は責任をもつて、その保存を適切におこなわれるようにしなければならないと書かれているのである。わたしたちはこの点を正しく理解する必要がある。したがって、わたしは文化行政として関われる文化財は指定品であり、未指定品には関与できないという考え方には賛同できない。指定文化財は、未指定の文化

財という比較対象があつて初めて重要かどうかの評価、選択ができるものであり、行政が負うべき文化財の責任対象から未指定の文化財を排除してしまつては、もはや指定文化財というものは成り立たない。また、これらの文化財の保存は、補助金制度を利用した保存修復や保存処理のみの活動だけではない。日ごろから、地域の文化財を正しく評価し、きちんとした管理をおこなうことではじめて達成されるものであり、文化行政はこの日常の保存活動にむしろ積極的な責任をもたなければならぬ。この観点に立つならば、災害で地域の文化財が被災した場合、当然、それらは保存あるいは管理という平常時における文化行政の任務の延長線上に考えることができる。したがつて、国または地方公共団体が指定、未指定を問わずに有形文化財全般をレスキューすることは、文化行政としても極めて自然な行為と位置づけられ、ここに文化財保護法の観点からの文化財レスキューの意義をみいだすことができるのである。

## 二、被災地に文化財を残すための文化財レスキューの意義

前節では文化財保護法の観点から文化財レスキューについて考えてみた。文化財保護法に立脚した視点ということもあり、文化行政の義務を強調せざるを得なかつたが、文化を伝える、文化財を継承



していくということは行政的な義務だけでは成立しない。そこには、その文化を享受する、継承する「人」の存在が必要となる。そこで、本節では文化財レスキューがおこなわれる地域の視点から考察を加えたい。もつとも、筆者自身は被災者になった経験もない。もつぱら被災地に支援にいく側の人間である。したがって、ここでは支援者としての立場から、被災地における文化財レスキューの意義を考えていくことになる。

災害時の文化財レスキュー、特に救出活動は、被災地の方々がもつとも困難な状態である被災直後の時期におこなわれることもあり、被災者や支援者の間でさまざまな感情が交錯する。そのことは、前述した加藤氏や尾立氏の経験からもうかがえる。実際に筆者自身が文化財レスキューにいく場合も、「今、このことをしていいのだろうか、もつと優先させるべきものがあるのではないのか」と不安になることが多い。しかし、第二節で述べたように文化財を保存する義務感や、復旧活動の混乱のなかで文化財が廃棄物のなかに紛れ込んで、失われたらおしまいなのだという責任感で、文化財レスキューをおこなっているのである。このときに問題になるのが、この活動は誰のためにおこなっているのかということである。もちろん、未来のためにということ言えば、その問題には答えられているようにも思えるが、それは文化財に限らず、わたしたちの生活で営まれているすべての行為があてはまるだろう。やはり、誰のためという問いについては、被災地の方のため、そして、文化財を扱う以上、被災地の生活文化の記憶を取り戻すためという具体的な目的を示して考える必要がある。

文化財レスキューについての被災地の意見として、阪神・淡路大震災の記録に目を向けてみる。阪神・淡路大震災当時、尼崎市立地域研究資料館に勤務されていた辻川敦氏は、復興で変わる街の景観の変化のなかで、「被災地の歴史や文化を残していくことは、心のよりどころになるのではないでしょうか」と指摘している。<sup>7</sup>あるいは東日本大震災のなかでも被災規模が大きかった博物館のひとつである陸前高田市の熊谷賢氏は、「整った街並みが戻っても文化財が残らない復興は真の復興ではない。それは、この土地の自然、文化、歴史、記憶の集積であり、陸前高田のアイデンティティだからです。」とインタビュアーに答えている。<sup>8</sup>また、NPO法人宮城歴史資料保全ネットワークの佐藤大介氏は、文化財レスキューの際、救出した古文書の所蔵者から、歴史的な事例をもとにしたまちづくりを進めるために、そのよりどころとなる地域の歴史や景観の記録の作成の協力を依頼されたことを紹介している。<sup>9</sup>これらの視点は、文化財がただの過去の記憶、歴史上の記憶ではなく、地域の生活文化の基層をなしている「今」を表象しているものであるということを示していると捉えることができる。そして、これらの文化財を過去のオタカラではなく、今に伝えられている生きた記憶として理解し、積極的に活用しようとする被災地の意志がみえてくるのである。

また、違った視点から、橋本裕之氏の指摘を紹介したい。<sup>10</sup>橋本氏は岩手県の無形文化財のひとつである民俗芸能の復興支援を通して、民俗芸能がおこなわれる機会は、生活再建や地域再建ができてからではなく、生活再建や地域再建のために必要なものとして民俗芸能が再開されるのだということを

示している。また、釜石市の虎舞の支援活動のなかで、橋本氏が紹介している「釜石に住んでるから虎舞をしているのではなく、虎舞をやっているから釜石に住んでいるんだ。」という地元青年のエピソードも興味深い。これらの事例は、文化財が文化財保護法という行政的な保護の対象ではなく、地域社会の必須アイテムとして住民生活と一体化したものであることを示している。よって、地域再建のための要件として、住民生活と一体化している文化財が必然的に含まれてくるということになるであろう。そして、この一連の活動こそが、文化財を通じた生活文化の記憶を取り戻す活動へとつながっていくのだと考える。

それでは、私はどのような立場をとるのか。本稿を執筆しつつ、二〇一一年におこなっていた文化財レスキュー活動でテレビ取材を受けた時のコメントをあらためて見直してみた。なぜ、文化財のレスキューは必要なのかという取材陣の問いにわたしは、「この地域が再生されたとき、あるいは新しく生まれ変わることになったとき、元の生活がどうだったのかを知ること、新しい生活文化を作るヒントになるのではないかと思います。」と答えている。このときの心情としては、「今は、この被災地に元の生活がどうだったのかを考えることはできないだろうし、今おこなっている文化財レスキューの大切さも、もしかすると伝わらないかもしれない。でも、もう少し落ち着いて、新しい道を模索する状態になれば、きっとこれらの救出したものが、ここにいる住民の皆さんに昔語りをし、次へと進む道標となってくれればと信じた。」というものである。だからこそ、前述した地元の理解が

得られなかったことについて加藤氏から打ち明けられたときにわたしは、「文化財レスキューについてどうとらえるかは重要であるが、それは眼の前のモノを保全してから議論しても遅くはない。」と答えたのである。<sup>11)</sup>

以上、本節では被災地における文化財レスキューの観点に立つて、その意義について考察を進めてみた。結論としては、地域復興の要素にはその地域を支えてきた文化の再生も必要条件であり、その再生の一步として、生活文化の記憶を取り戻すための文化財レスキューは必要であるということを示せたのではないかと思う。

### 三、生活文化をとりもどすということ

本章では、文化財レスキューの必要性について行政がこれを推進することの意義や意味、あるいは義務について考察を加えた。また、文化財レスキュー事業がおこなわれる被災地にとっての意義についても支援者側の視点から考察を進めた。その結果、地域再生の一步として、被災地の生活文化の記憶を取り戻すための活動として、文化財レスキューは必要であるという結論を導き出した。しかし、まだこの課題について、やはり十分にこたえられていないという気分になる。それは、平常時におけ

る文化財の意義について、「地域社会の必須アイテムとして住民生活と一体化したものである」という点を具体的に示せていないからである。例えば、地域生活により密着した文化財群として代表的なものに、民俗文化財がある。文化財レスキューにおいて、この民俗文化財をめぐる活動については、すでに阪神・淡路大震災から問題提起されている。<sup>12)</sup> 周知のとおり、民俗文化財は、生活道具をはじめ、生業用具、信仰や祭祀用具などその地域の人びとの生活そのものを内包するものであり、膨大な物量、そして多様な形状や大きさのものがその対象となる。したがって、災害時にこれらのものがすべてレスキューできるのかという心配が常になされる文化財群である。このような懸念から、東日本大震災の際には、民俗文化財を研究対象とする日本民具学会から、二〇一一年九月二十日に『東日本大震災により被災した民具をはじめとする文化財の保全措置について（要望）』として、以下のものが文化庁長官に提出された。<sup>13)</sup>

本年三月に発生した東日本大震災は、福島県での原子力発電所の原子炉崩壊も誘発し、広範囲に未曾有の災害をもたらしました。この大震災によって我が国のかげがえのない文化遺産である有形、無形の文化財が多大な被害を蒙りました。このような状況下、文化庁がいち早く文化財レスキューを立ち上げ、関係方面と連携をとって文化財の保全にあたったことは評価されます。

しかし、年度末の限られた予算内での文化財レスキューであり、その対策は十分とはいえない

状況です。文化庁のみならず、現在、国内の研究機関や大学、ボランティア組織が文化財の救出や修繕等にあたっていますが、現状での問題点は、第一に、被災した文化財の中で国指定物件については把握されていますが、県・市町村指定の文化財、地域組織や神社、団体・個人等が所蔵する未指定の文化財は、被害状況の全体さえ確認されていません。とくに有形の民俗文化財である民具は、日常生活用具を多く含むため、被害状況の確認が困難を極めています。第二に、救出された文化財の修復や保全体制が十分ではなく、救出文化財の保管場所や修繕作業スペース、その人的措置など、多くの問題を抱えています。第三に、文化財の救出、修繕、保全作業は、短期間で行えるものではないにもかかわらず、長期的かつ計画的な対策が立てられていない状況にあります。第四に、被災地域の県、市町村における文化財保全への取り組みにばらつきがあり、ほとんど手つかずの県、市町村もあります。

有形の民俗文化財である民具をはじめ、被災地域に受け継がれてきた有形・無形の文化財は、今後の復興において地域社会の活力の核となり得るものであり、日本民具学会としましては、以上の現状を鑑み右記の事項を要望します。

## 記

一、東日本大震災後に文化庁を中心に行われている文化財レスキュー体制の継続と予算の確保を、最低今後五年間は講じ、指定文化財ならびに未指定文化財の被災状況の把握とその修繕・保全対策を関係省庁と連携の上、実施して頂きたい。当該事項は、文部科学省・農林水産省・国土交通省が共管する「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(二〇〇八年五月二十三日公布。通称「歴史まちづくり法」)の運用にも密接にかかわる、今後の地域社会の復興に重要な事項となりえます。

一、国の主導のもと被災県・市町村の文化財主管部署に、文化財震災復興担当を置き、復興計画の策定と実施を早急に推進して頂きたい。県市町村の文化財震災復興担当の人件費については、国庫による特別措置をお願いしたい。

一、日本民具学会をはじめ、地域の文化研究・文化財研究を進める学術団体ならびに大学等研究機関が被災地での文化財保全を行うための特別措置として、被災地文化財保全活動補助金を設け、市町村等の文化財震災復興担当と共同して作業に当たれる措置を平成二四年度から講じて頂きたい。

一、被災地域では、従来の文化財を保存していた施設が、甚大な被害を受け、使用不可能になっているところもあります。民具をはじめとする文化財を将来に受け継ぐためには、その保存施設が必要であり、復興事業の一つとして施設建設補助をお願いしたい。

一、今後の自然災害等に備えるための措置を策定するために必要となる、東日本大震災文化財被災状況調査を早急に実施して頂きたい。

この要望は、平常時における民俗文化財の保存・保管のあり方の危機感を如実に表している。一方、文化財レスキュー事業の救出された文化財群の内訳をみると、救出された民俗文化財の量は突出しており、現場にいても民俗文化財を喪失することの危機感を関係者一同、強く認識していることも事実である。では、なぜ、平常時における民俗文化財の保存活動は危機的状况に瀕するのだろうか。そして、非常時である災害時にはその存在の必要性が改めて注目されるのだろうか。これはひとえに、民俗文化財というものが、平常時にはどこにでもあるもの、あまりにも身近すぎてありがたみもない、あつて当然の存在という意識でしかみられていないということが要因なのだと考える。しかし、災害が起こり、地域社会が壊れてしまうような危機的状態になったとき、これら「当たり前」の存在」だった民俗文化財が、「かけがえのない存在」へと昇華する現象が生じる。だとするならば、文化財に関わる仕事をしている私たちは、平常時において、地域の方に対して「かけがえのない存在」であるものとして民俗文化財の情報をうまく還元できていないのではないかという結論に達するのである。ということ、平常時に戻っていく過程のなかで、救出した文化財は災害前の「当たり前」の存在」となり、結果として前述したような被災地のための文化財レスキュー必要論の根拠があやふやと



なってくるのである。

以上のことから、本稿の論点である「文化財レスキューは必要か」ということについては、筆者も含め文化財を考える研究者は、これからの活動を注視していく必要がある。平常時においても、文化財が今の生活文化を支えている「かけがえのない存在」であることを示すような活動とは何かということについては、実践例を蓄積しなければならない。この蓄積によつてはじめて、生活文化の記憶を取り戻すというための文化財レスキュー活動の意義を明示することができる。なお、本稿では、「文化財レスキューの必要性」という、これまで曖昧にされてきた課題についての論点を明らかにすることができたと考える。その点からは、文化財レスキュー活動全体の進むべき方向性が提示できたかもしれない。

注

(1) 平川新「歴史資料と災害の備え」日高真吾編『記憶をつなぐ津波災害と文化遺産』一〇三―一二頁 千里文化財団 大阪 二〇一二年

(2) 加藤幸治「東北学院大学における被災文化財の支援活動」日高真吾編『前掲書』六十八―八十六頁

(3) 尾立和則「教訓の風化は避けられない」文化財保存修復学会編『文化財は守れるのか——阪神・淡路大震災の検証』三十一―三十一頁 クバプロ 東京 二〇〇〇年

(4) 文化財保存修復学会「阪神・淡路大震災文化財救済関連年表(一九九九年文化財保存修復学会作成)」文化

財保存修復学会編『前掲書』七—十一頁

- (5) 文化庁「東北地方太平洋地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）実施要綱」東北地方太平洋地震被災文化財等救援委員会編『東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援平成二十三年度活動報告書』二六七頁

東京文化財研究所内東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会事務局 東京 二〇一二年

- (6) 「文化財保護法」

[http://www.bunka.go.jp/bunka\\_gyousei/hourei/bunkazai\\_kanren.html](http://www.bunka.go.jp/bunka_gyousei/hourei/bunkazai_kanren.html)

二〇一四年三月二十五日アクセス

- (7) 辻川敦「組織として活動するためには」文化座保存修復学会編『前掲書』二十二—二十五頁

- (8) 熊谷賢「土地の「物語」をあきらめない」朝日新聞『オピニオン』二〇一一年八月四日掲載

- (9) 佐藤大介「三・一一大震災と宮城資料ネットの被災資料レスキュー活動からみえてきたこと」文化財保存修復学会編『災害から文化財をまもる——文化財の保存と修復十四』二十五—五十頁 クパプロ 二〇一二年

- (10) 橋本裕之「岩手県沿岸部における無形民俗文化財への支援と今後の課題」日高真吾編『前掲書』一二二—一三三頁

三三頁

- (11) 加藤幸治「前掲書」

- (12) 伊達仁美「民俗資料の運命」文化財保存修復学会編（前掲書）『文化財は守れるのか——阪神・淡路大震災の検証』三九頁

- (13) 日本民具学会「東日本大震災により被災した民具をはじめとする文化財の保全措置について（要望）」[http://www.mingu-gakkai.com/shinsai\\_youbou.php](http://www.mingu-gakkai.com/shinsai_youbou.php)

二〇一四年三月二十五日アクセス